

市民公益活動しましょう 補助金をご活用ください!!



入門部門	チャレンジ部門
★限度額 5万円	★限度額 10万円
★補助率 5分の4	★補助率 3分の2
<u>団体の設立を応援!</u>	<u>新しい公共サービス事業の実践を応援!</u>
提案型	自立促進部門
★限度額 30万円	★限度額 30万円
★補助率 2分の1	★補助率 3分の2
<u>事業の自立を応援!</u>	<u>提示されたテーマに促した事業を応援!</u>
	テーマ型

テーマ型事業募集中!

あなたにぴったりの活動があるはず...

2019年度 活動テーマ

- ・清掃活動
- ・学習支援
- ・若者の居場所づくり

エコ

- ・環境美化
- ・地域の清掃
- ・リサイクル



おしえる

- ・スポーツ
- ・ゲーム
- ・手話、点字
- ・園芸
- ・料理



てつだう

- ・買い物代行
- ・子育て支援
- ・送迎



ふれあう

- ・高齢者、障がい者、児童とのふれあい（施設、自宅への訪問等）
- ・公演、行事などへの参画

補助金申請から報告までの流れ

申請受付

- 期間：2019年2月4日(月)～2019年3月8日(金)
- 場所：大阪狭山市役所（2階） 市民協働推進グループ

★相談・説明会を開催★

日時：2019年2月3日(日) 午前10:00～11:00
場所：市役所南館2階・講堂

書類審査と
申請書類の公開

- 促進委員会の評価部会による書類審査
- 申請書類の公開
2019年4月1日(月)～2019年4月22日(月)まで

公開プレゼンテーション
公開審査
事業報告

- 公開プレゼンテーション
日時：2019年4月14日(日) 午前9:00(発表者集合)
場所：市役所南館2階・講堂
※平成30年度の市民公益活動促進補助事業の実施団体は併せて、事業報告を行います。
※応募者には事業のプレゼンテーションをしていただきます。

決定通知及び結果公表

- 2019年5月末日までに
補助金交付の可否の通知と審査結果の公表

実績報告

- 事業完了後、30日以内の実績報告書の提出



申請期間は窓口で相談を受け付けています
お気軽にお問合せください！

- 大阪狭山市市民協働推進グループ
TEL 072-366-0011 メール：shimin-kyodo@city.osakasayama.osaka.jp
- 大阪狭山市市民活動支援センター
TEL 072-366-4664 メール：simin025@yacht.ocn.ne.jp

補助金を申請できる団体及び対象事業について

1. 補助金を申請できる団体

- (1) 継続して1年以上市民公益活動に取り組む団体
継続した事業展開が可能な団体と認められれば、1年以上の活動歴を要しません。
- (2) 代表者を含め3人以上の役員がいる団体
- (3) 事務所を市内に有する団体
- (4) 入門部門については、上記の団体を立ち上げようとしているもの

2. 補助金交付の対象となる事業

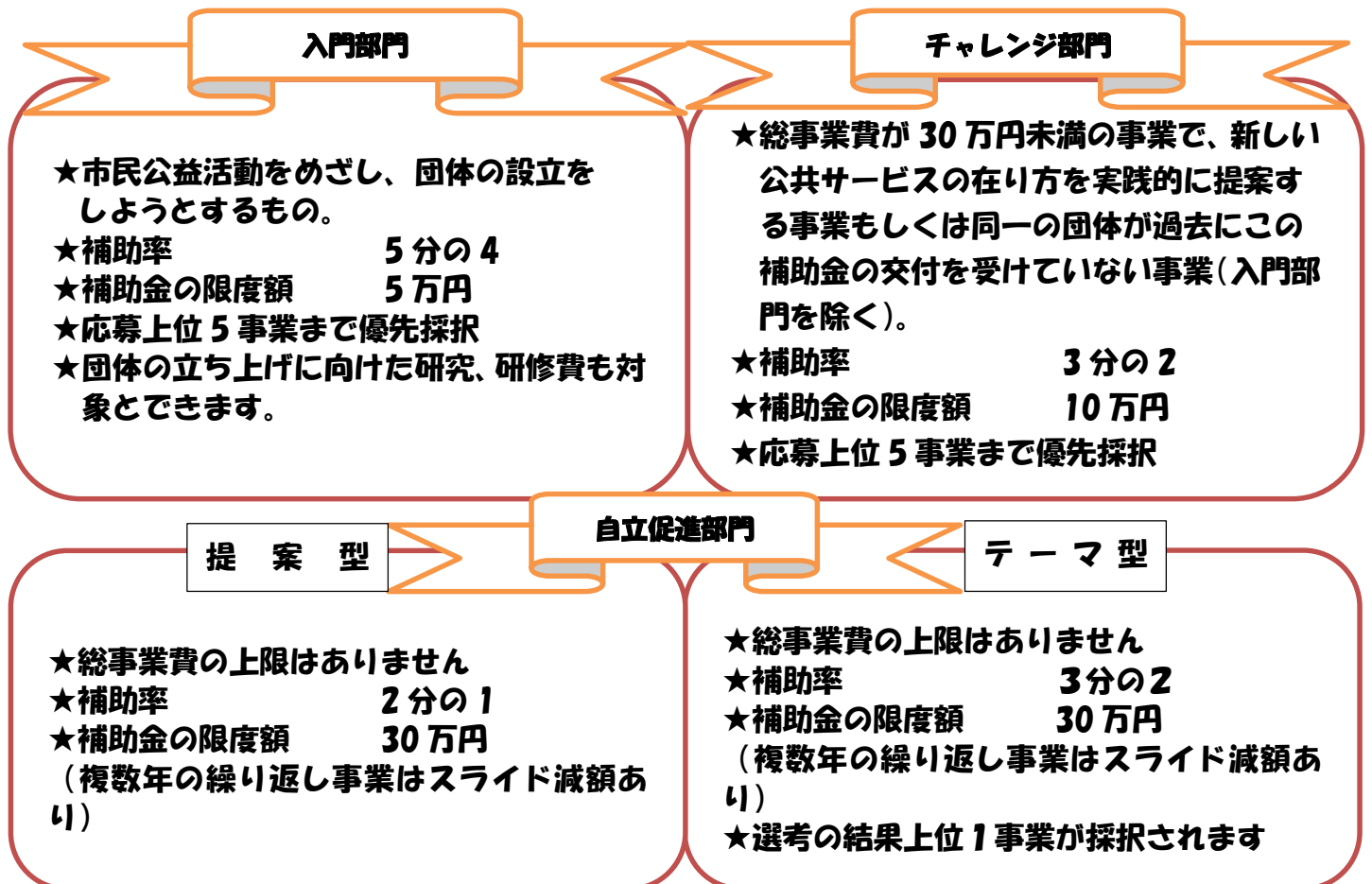
2019年4月1日から2020年3月31日までの間に実施する市民公益活動です。ただし、国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体からの補助等を重複して受ける事業は除きます。

また、文化会館利用料（施設等の使用料、人件費を含む）が5万円を超えるものはこの補助金の対象になりません。公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団の文化の花咲かそ補助金を活用してください。

★市民公益活動とは！？

・より良いまちにするために、営利を目的とせず市民が不特定多数の市民のために自ら取り組む活動です。

補助基準額



※詳しくは別紙「応募の手引き」をご覧ください

★平成30年度の募集から新たにテーマ型補助金が創設されました！

・平成30年度から自立促進部門が提案型とテーマ型とに分かれ、従来の自立促進部門での補助は提案型でそのままに、新たにアンケートから選出された活動テーマに即して実施する事業を補助するテーマ型が新設されています。

今年度の活動テーマ

・清掃活動

(市内各地で清掃活動を行い、また市民の清掃意識の向上を図る事業)

・学習支援

(市内の小中学生・高校生の学習支援を行い、家庭教育のサポートをする事業)

・若者の居場所づくり

(若者が交流できる環境をつくり、活性化を図る事業)



●申請方法

詳細は別紙の「応募の手引き」をご覧ください、「応募の手引き」は下記の各公共施設の窓口や大阪狭山市のホームページからもダウンロードできます

- ・市民活動支援センター
- ・コミュニティセンター
- ・図書館
- ・社会福祉協議会
- ・社会教育センター
- ・公民館

●申請期間

2019年2月4日(月)～2019年3月8日(金)まで

●申請先

〒589-8501 狭山1-2384-1 大阪狭山市役所(2階)

市民協働推進グループ TEL 072-366-0011

